

雇用調整助成金について

(平成30年7月豪雨災害特例)

平成30年8月作成

・雇用調整助成金とは

景気の変動、産業構造の変化などに伴う**経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主**が、**一時的に休業等**（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、**休業手当、賃金などの一部を助成**するものです。

・支給対象

支給対象事業主：**雇用保険適用事業所**

雇用保険の適用事業所単位で申請

支給対象労働者：**雇用保険被保険者**

同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

・主な支給要件

- ・最近3か月の生産量、売上高などの「生産指標」が前年同期と比べて**10%以上減少**していること。
- ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の「**雇用指標**」が前年同期と比べ、**一定規模以上（*）増加していないこと**。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- ・実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。
（計画届とともに**協定書の提出が必要**）
- ・過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、**直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること**。
- ・判定基礎期間において、**休業等の実施日の延日数**が、対象労働者に係る**所定労働延日数の1/20**（大企業の場合は1/15）**以上**となること。【休業規模要件】
- ・判定基礎期間において、**所定外労働等**（時間外勤務や休日出勤）があった場合、**休業等延日数から控除します**。【残業相殺要件】

平成30年7月豪雨の災害に伴う特例措置について

- ・ 特例の内容（平成30年7月17日）

【遡及適用】

平成30年7月5日以降に初回の休業等がある計画届から適用することとし、平成30年10月16日までに提出のあったものについては、休業等の前に届けられたものとする。

①生産指標の確認期間を3か月から1ヶ月へ短縮

現行、生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の**最近3か月間の月平均値**が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であることを必要としているが、この指標の期間を**最近1カ月**とする。

②平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする。

平成30年7月豪雨発生時において**起業後1年未満の事業主**については、昨年同期の生産指標と比較が困難であるため、災害発生時直前の指標と比較する。

平成30年7月豪雨の災害に伴う特例措置について

- ・ 特例の内容（平成30年7月17日）

③最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

現行、雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の月平均値が、前年同期と比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないことを必要としているが、これを撤廃する。

平成30年7月豪雨の災害に伴う特例措置について

・ 特例の内容（平成30年7月25日）

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、災害特例の対象となる事業主に対して適用する

①休業を実施した場合の助成率を引き上げる

※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各都府県内の事業所に限る)

【中小企業：2/3から4/5へ】 【大企業：1/2から2/3へ】

②支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長
※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各都府県内の事業所に限る)

③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする

④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても
助成対象とする

イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、
今回の特例の対象となった休業について新たに起算する

- 生産指標が減少
(初回計画届を提出した日の前月または前々月と前年同期を比較)
- 雇用指標が一定規模以上不増

初回計画届提出

(10月16日までに提出があったものについては、休業の前に届けられたものとする)

【初回計画届提出時の確認事項】

- 対象期間の指定(1年間)
- 生産指標の確認
- 雇用指標の確認

2回目以降の計画届提出

(休業開始の前日までが原則ですが、10月16日までに初回計画届を提出されている場合は一部除く)

前年同期

最近1ヶ月

● = 判定基礎期間
計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。



Aの支給申請期間(2か月)

Bの支給申請期間(2か月)

実際に休業を実施した期間
(1判定基礎期間)

実際に休業を実施した期間
(1判定基礎期間)

対象期間(1年間)

たとえば・・・

・月末締めの実業所(貸金及び決算資料)

助成金の対象？

平成30年7月の売上等と平成29年7月を比較し10%以上減少しているか確認

※減少した理由について、災害による**直接被害の場合は対象外**ですが、災害の影響による交通や流通の途絶、設備などの早期修復が不可能な場合は対象となります

計画届の提出は？

10月16日までに初回の計画届を提出した場合、7月5日以降の休業した日について可能

※注意点としては、**初回計画届提出日の前月または前々月の売上等で確認するため、9月末までの提出であれば、7月分か8月分の数値**で判断。10月に入ってから提出であれば、8月分か9月分で判断するため、数値が下がっていなければ対象外になります

※ **休業した日に労働者の方が自主的であっても出勤している場合は、原則対象となりません。**いろいろなケースがありますので、その場合は、個別にご相談ください。

支給申請時の要件で 注意が必要なことは？

休業規模について

判定基礎期間における対象労働者に係る**休業**又は教育訓練の**実施日の延日数**が、対象労働者に係る**所定労働延日数の1/20**（大企業の場合は**1/15**）以上となるものであること

残業相殺について

休業等をさせる一方で「**所定外労働等**」（所定外労働又は所定休日における労働。）**があった場合は**、「休業等延べ日数」の算定に当たり、その「**所定外労働等**」に**該当する時間分を控除します**

最後に・・・

主要な要件を説明いたしましたが、さらに詳細な説明や記載例などが必要であれば、「**雇用調整助成金ガイドブック**」をご覧ください。

なお、雇用調整助成金ガイドブック等のパンフレットや提出に必要な様式については、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/